

平成 23 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

八 戸 市 監 査 委 員

(平 . 24 . 5)

八 監 第 1 1 号
平成24年5月21日

八 戸 市 長
小 林 眞 様

八戸市議会議長
秋 山 恭 寛 様

八戸市監査委員 白 川 文 男

八戸市監査委員 細 越 善次郎

八戸市監査委員 坂 本 美 洋

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 に つ い て

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成23年度財政援助団体等の
監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

目 次

財政援助団体

八 戸 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 2

八 戸 市 体 育 協 会 4

出資団体

財団法人八戸市総合健診センター 6

公の施設の指定管理者

社団法人八戸市アールアール厚生会 8

職業訓練法人八戸職業能力開発協会 10

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

八戸市老人クラブ連合会

八戸市体育協会

(2) 出資団体

財団法人 八戸市総合健診センター

(3) 公の施設の指定管理者

社団法人 八戸市アールアール厚生会（対象施設：文化教養センター南部会館）

職業訓練法人 八戸職業能力開発協会（対象施設：職業訓練施設）

2 監査の期日

平成24年2月17日

3 監査の執行者

監査委員 細越 善次郎

監査委員 坂本 美洋

前監査委員 大野 善弘

なお、監査委員 坂本美洋は、当該年度において財団法人 八戸市総合健診センターの監事職にあったため、当該団体に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥される。

4 監査の方法

平成23年度において実施した事務事業に関し、監査資料の提出を求め、出納その他の事務について、諸帳簿・書類等の調査・照合を行い、さらに関係者から説明を聴取して実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果は、適正に処理されている。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

八戸市老人クラブ連合会

1 概 要

(1) 設立及び目的

本会は、老人クラブ相互の親睦を図り、併せて老人の福祉増進と社会的地位の向上に寄与することを目的として、昭和42年10月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

単位老人クラブの連絡及び調整
単位老人クラブの育成指導
老人クラブに関する調査研究
老人クラブ指導者の育成及び訓練
関係機関、団体との連絡

(2) 組 織

本会には、次の役員が置かれている。

役 員

会 長	1 名
副 会 長	3 名
常務理事	1 名
理 事	2 9 名
監 事	2 名

事務局職員は、 3名である。

2 事業について

平成23年度は、主に次の事業の実施、計画をしている。

(1) 指導者の養成及び研修会等への参加、促進

・「市老連研修会」の開催、「全国老人クラブ大会」への参加促進 等

(2) 社会参加活動の推進

・「赤い羽根共同募金運動」の参加、「老人福祉施設訪問」の実施、公共施設・道路・公園などの清掃奉仕活動 等

(3) 健康保持増進及び健康活動・介護予防活動の支援、推進

・「八戸市老連スポーツ大会」等の実施、「介護予防教室」教室の開催 等

(4) 生きがい高揚事業の推進

・「八戸市老連芸能発表大会」の開催、八戸市健康まつり&環境展への参加促進 等

(5) 広報活動

・「はちのへ市老連だより」の発行

3 予算状況

平成23年度における予算は、次のとおりである。

(1) 一般会計

収入予算額	12,218,304 円
支出予算額	12,218,304 円
収支差額	0 円

(2) 特別会計

運用基金積立特別会計

収入予算額	1,720,164 円
支出予算額	1,720,164 円
収支差額	0 円

退職積立金特別会計

収入予算額	1,711,141 円
支出予算額	1,711,141 円
収支差額	0 円

4 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

関係書類等を調査した結果、適正に処理されている。

八戸市体育協会

1 概 要

(1) 設立及び目的

本会は、体育スポーツの振興を図り、市民の健康増進に寄与することを目的として、昭和5年1月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

加盟団体の強化発展と連絡融和を図ること。

体育、スポーツに関する外部との連絡を図ること。

体育、スポーツに関する全市的事業の実施又は援助をすること。

八戸市総合体育大会を開催すること。

体育、スポーツについて市その他の機関に対して意見を述べ或は施策に協力すること。

体育、スポーツ施設の計画を援助促進すること。

体育、スポーツに関する資料の研究調査をすること。

スポーツ少年団を育成すること。

体育、スポーツの宣伝啓発を図ること。

スポーツ水準向上に関する研究調査をすること。

(2) 組 織

本会には、次の役員が置かれている。

顧 問 2 名

会 長 1 名

副 会 長 3 名

理 事 長 1 名

副理事長 1 名

常任理事 1 2 名

理 事 6 1 名（加盟団体から各1名、ただし、理事長、副理事長、常任理事を含む）

監 事 3 名

事務局は、八戸市庁内（スポーツ健康課）に置き、9名の職員が兼務している。

2 事業について

平成23年度は、主に次の事業の実施、計画をしている。

(1) 第66回市町村対抗青森県民体育大会への参加

(2) 第63回八戸市総合体育大会の開催

(3) 地区運動会での「スポーツ健康相談」の実施

(4) 社会体育指導者養成事業として「市民ソフトバレーボールふれあい大会」、「スポーツ講演会」の実施

(5) 第64回八戸市総合体育大会冬季スケート競技会の開催

3 予算状況

平成23年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額	8,879,000 円
支出予算額	8,879,000 円
収支差額	0 円

4 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

関係書類等を調査した結果、おおむね適正に処理されている。

財団法人八戸市総合健診センター

1 概 要

(1) 設立及び目的

本法人は、地域住民に対し、予防医学上必要な健診と研究を行うことにより健康の維持増進に貢献し、もって地域保健の向上に寄与することを目的として、昭和51年8月に設立され、昭和53年10月より健診業務を開始し、主に次の事業を行うこととしている。

疾病像の変化に対応できる臨床検査及び体力検定の実施
住民の健康管理思想の普及及び健康教育
がん、脳卒中及び心臓病の予防及び基礎的研究
結核予防の基礎的研究

(2) 組 織

本法人には次の役員が置かれている。

理 事 長	1 名
副理事長	1 名
常務理事	1 名
理 事	8 名（理事長、副理事長及び常務理事を含む）
評 議 員	1 8 名
監 事	2 名

事務局職員は、107名となっている。（医師2名を含む）

2 事業について

平成23年度は、主に次の事業の実施、計画をしている。

(1) 健診事業

・各種一般健診、各種受託健診の実施。

(2) 機器整備

・健診の質、検査精度向上のため、超音波動画ネットワークシステム、学童検診用心音心電図などの導入。また、現行の健診システムにおけるハードの老朽化が著しいため、その更新事務の推進。

(3) 主な行事

・「八戸市健康まつり」への参加、健康管理セミナーの実施。

(4) その他の事業

・職員の資質向上を図るため各種研修会への参加、広報誌の発行 等。

3 予算状況

平成23年度における予算は、次のとおりである。

(1) 事業活動収支の部

収入予算額	1,196,320,000 円
支出予算額	1,021,221,000 円
収支差額	175,099,000 円

(2) 投資活動収支の部

収入予算額	0 円
支出予算額	135,230,000 円
収支差額	135,230,000 円

(3) 財務活動収支の部

収入予算額	0 円
支出予算額	19,782,000 円
収支差額	19,782,000 円

平成23年度収支

収入予算額	1,196,320,000 円
支出予算額	1,176,233,000 円
収支差額	20,087,000 円

前年度繰越金	263,873,000 円
次年度繰越金	283,960,000 円

4 監査項目

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |
| (2) 収入事務 | 健診事業収入 |

5 監査の結果

関係書類等を調査した結果、適正に処理されている。

社団法人八戸市アールアール厚生会

対象指定管理施設 八戸市文化教養センター南部会館
所 管 課 まちづくり文化観光部まちづくり文化推進室

1 概 要

(1) 施設概要

八戸市文化教養センター南部会館

- ア 所在地 八戸市内丸三丁目3番6号
- イ 敷地面積 3,212㎡
- ウ 建物構造 鉄筋コンクリート造、屋根一部鉄骨造、平屋建
- エ 延床面積 900㎡
- オ 施設内容 和室4室、板の間1室に舞台を備えており、稽古事や展示会のほか市民が気軽に利用できる集会施設として利用する

(2) 指定管理内容及び期間

地方自治法第244条の2第3項及び八戸市文化教養センター条例に基づき、八戸市と相互に協力し、本施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ア 本施設の使用の許可に関する業務
- イ 本施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ウ その他市長が必要と認める業務

本施設の管理を行う期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

本事業の管理運営体制は次のとおりである。

- 施設責任者 1名(常勤)
- 事務・施設管理担当 2名(非常勤)
- 清掃勤務 2名(非常勤)

2 指定管理料

平成23年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 6,483,110 円

3 監査項目

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |
| (2) 収入事務 | 利用料金収入 |
| (3) 契約事務 | 指定管理に関する協定書関係 |

4 監査の結果

関係書類等を調査した結果、適正に処理されている。

職業訓練法人八戸職業能力開発協会

対象指定管理施設 職業訓練施設
所 管 課 商工労働部雇用支援対策課

1 概 要

(1) 施設概要

職業訓練施設

- ア 所在地 八戸市類家二丁目7番30号
- イ 敷地面積 1,135.2㎡
- ウ 建物構造 鉄筋コンクリート造、地上2階建て
- エ 延床面積 680.4㎡(1階 491.0㎡、2階 189.4㎡)
- オ 施設内容 各種実習室3室、木材加工室1室、教室3室を備えており、技術労働者の職業訓練施設として利用する

(2) 指定管理内容及び期間

地方自治法第244条の2第3項及び八戸市職業訓練施設条例に基づき、八戸市と相互に協力し、本施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ア 本施設の利用に関する業務
- イ 本施設の運営に関する業務
- ウ 本施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- エ その他八戸市が必要と認める業務

本施設の管理を行う期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

本事業の管理運営体制は次のとおりである。

会 長	1名
校 長	1名
副 校 長	1名
事務局長兼教務主任	1名
各課担当指導員	2名
事務職員	2名

2 指定管理料

八戸市職業訓練施設の管理に関する包括協定書で定めるところにより、本施設は無償で管理することとしている。

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出事務等に関する書類
- (2) 契約事務 指定管理に関する協定書関係

4 監査の結果

関係書類等を調査した結果、適正に処理されている。